

### ■適確な建築・開発行政の推進

「建築基準法」に基づき新築建築物等の審査・検査や不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言等を行うとともに、「都市計画法」に基づき適確な開発行為の許認可等を行うことにより、安全・安心な建築物及び宅地の確保に取り組みます。

### ■住宅・建築物の耐震対策

戸別訪問等により住宅耐震化を促進するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却等を支援するほか、低コストの耐震改修工法等の普及を図るため、設計者や施工者向けの講習会を開催します。また、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。



木造住宅の耐震改修



RC 耐震壁による耐震改修



鉄骨ブレースによる耐震改修

### ■住宅政策の推進

#### ◆空き家対策

空家等対策計画策定予定の市町に対する必要な助言や支援を行います。また、空き家除却事業や空き家活用事業を進める市町の支援を行います。

#### ◆住宅セーフティネットへの取組

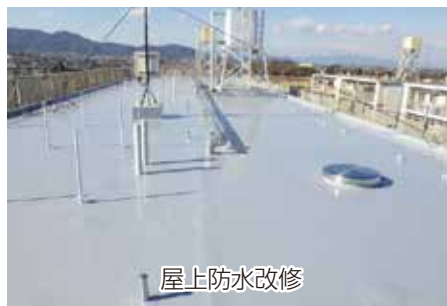
高齢者などの住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、市町や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組みます。

#### ◆公営住宅の長寿命化および快適な住環境整備

既存公営住宅の施設の長寿命化のため、外壁改修および屋上防水改修工事等を行うとともに、安全、安心および快適な住環境整備のため、住戸内改修工事を行います。



外壁改修



屋上防水改修



住戸内改修(LDK化)

#### ◆検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代金を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります(地方自治法第234条の2)。

そのため、工事完成後、または必要に応じて施工中に工事検査を実施します。

#### ◆検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。